

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和5年11月22日(水) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

## 議決事項

第1 議案第42号 教育委員会関係予算案に関する意見聴取について

第2 議案第43号 第28回MOA美術館墨田児童作品展教育委員会賞及び教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について

## 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 第70回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について(資料2)

第3 令和5年度定期監査(第1回)の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料3)

第4 令和6年度区立幼稚園入園の申込結果について(資料4)

第5 令和6年度区立小・中学校希望選択の申込結果について(資料5)

第6 令和5年度東京都青少年健全育成成功労者表彰の受賞について(資料6)

第7 令和5年度東京都青少年育成協力者感謝状の受賞について(資料7)

令和5年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	校内スモールステップルームの運用	各校開設・支援開始		支援員のヒアリング					支援員のヒアリング			支援員のヒアリング	
	スクールソーシャルワーカーの派遣												
	教員研修会の実施							不登校対策担当者連絡会			不登校対策担当者連絡会		
	関係機関との連携												
	現状の把握・分析												
進捗	<p>10月実績</p> <p>校内スモールステップルームの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校内別室指導支援員による利用生徒の支援及び巡回指導員による各校の巡回指導</li> </ul> <p>スクールソーシャルワーカーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校訪問及びケース対応</li> <li>新規申請7件(内訳:小学校5件、中学校2件) ・合計件数:新規55件 継続53件</li> </ul> <p>教職員研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が公表した問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査結果を踏まえた緊急対策について、各校に通知を発送(10/30)</li> </ul> <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適応指導教室【ステップ学級】連絡会開催(10/11) ・自立支援教室【サポート学級】連絡会開催(10/27)</li> <li>すみだバーチャルサポートルームの運用(アカウント付与児童・生徒数17名、内訳:小学生9名、中学生8名)</li> </ul> <p>現状の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>巡回指導員からの報告を基に、校内スモールステップルームの活用状況を把握</li> <li>文部科学省が公表した問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査結果から、国や東京都の不登校状況について分析</li> </ul> <p>進捗:○</p>												
実績													

進捗 : 順調、×:遅延、 :その他( )

令和5年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)の推進」及び「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の改定									主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	<b>学力向上新3か年計画(第3次)の推進(学習状況調査の実施等)</b>													
	墨田区学習状況調査の実施(4/25)		調査結果速報値集約	指導のポイント作成 調査結果(速報値)		議会報告 指導のポイント配信 学習ふりかえり 学力向上ヒアリング	教委報告 調査結果公表(HP)				学習ふりかえり		(4月)	
	全国学力・学習状況調査の実施(4/18)	中英語話すこと調査(分散実施)		調査結果			調査結果公表(HP)							
	児童・生徒へのメッセージ発出						児童・生徒へのメッセージ発出 教員へのメッセージ発出				教員へのメッセージ発出			
	<b>幼保小中一貫教育推進計画の改定</b>													
策定方針、スケジュール確認 検討会(4/28)	骨子、素案検討			検討会(7/21)		素案報告 検討会(9/1)	改定計画決定		議会報告 教委報告	学校周知				
進捗	10月実績													
実績	<b>学力向上新3か年計画(第3次)の推進(学習状況調査の実施等)</b> 墨田区学習状況調査・調査結果公表(HP)及び全国学力・学習状況調査・調査結果公表(HP)(10/3~) 学習ふりかえり(9/4~10/6) 児童・生徒へのメッセージ発出及び教員へのメッセージ発出(10/3) <b>幼保小中一貫教育推進計画の改定</b> 「墨田区幼保小中一貫教育推進計画(令和6年度~令和10年度)」の策定(10/2教育委員会決定) 進捗:○													

進捗 : 順調、×:遅延、 :その他( )

第70回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について

1 趣旨

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、教育長賞を決定し、贈呈した。

2 事業名

第70回墨田区文化祭

3 主催者

墨田区、墨田区文化連盟

4 受賞者

別紙のとおり

5 贈呈年月日

令和5年11月3日

6 根拠規定

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号

## 第70回墨田区文化祭 教育長賞受賞者一覧

部門	氏名	部門	氏名
写真の部	そのだ せいや 園田 晴哉	珠算の部(四部)	うちだ かな 内田 果那
詩吟の部	はしもと けいふう 橋本 敬風	絵画の部	しゃ りん 謝 林
珠算の部(一部)	よこい ゆうたろう 横井 悠太郎	水墨画の部	えんもと ようこ 縁本 依子
珠算の部(二部)	ほりい かな 堀井 栞奈	花道の部	しまだ けいすい 島田 敬水
珠算の部(三部)	まつもと しゅうじ 松本 脩志	書道の部	とうほう あき 東方 亜紀

(珠算の部について)

一部・・・小学校4年生以下、5級程度

二部・・・小学校5年生、4級程度

三部・・・小学校6年生、3級程度

四部・・・中学生・高校生・一般、2級程度

## 写真の部「北の秋風」



絵画の部「夢、楼蘭に消ゆ(砂漠の舟)」



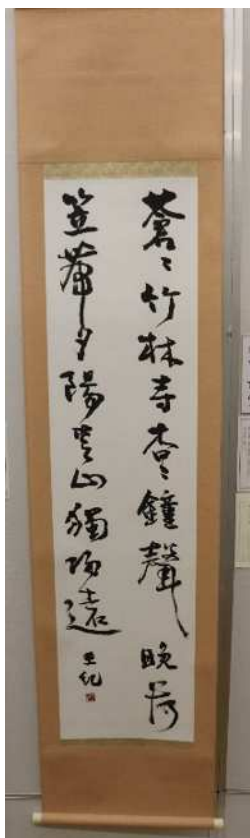
水墨画の部「牡丹」



花道の部



書道の部



5 墨監第383号  
令和5年10月23日

墨田区教育委員会教育長  
加藤裕之様

墨田区監査委員	浜田	将彰
同	井尾	仁志
同	大清水	善信
同	加納	進



令和5年度定期監査（第1回）の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法  
墨田区告示式による。
- 2 公表日  
令和5年10月23日
- 3 公表文  
別紙のとおり







## 墨田区監査委員公告第 4 号

令和5年度定期監査（第1回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年10月23日

墨田区監査委員 浜田 将 彰

同 井 尾 仁

同 大清水 善

同 加 納 進



## 令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 物品の購入及び事業実施に係る起案文書がないものがあった。(ひきふね図書館)</p>	<p>ア 年度当初に想定していなかった物品を購入する場合は、適切な処理を行うよう、改めて職員に周知及び指導した。また、財務処理時には、購入起案及び予算書を再度確認している。</p>

## 令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>事案決定に係る起案文書の未作成や決定権者の誤りについては、今回4事業所において指摘事項となる事案が確認された。これは、過去の監査結果でも述べているように、一人一人の職員が事務の基本的ルールを常に意識し、その事務がどのような法令・規程等に基づき行われる行為であるかを認識しているべきであるにもかかわらず、一部の職員の意識が薄いことが発生の原因と考えられる。組織的なチェック体制の構築も、個々の職員の努力の継続によってこそ、その成果が得られるものであることから、なお一層の取組を期待する。</p> <p>一方、昨年度指摘した職員の特種勤務手当の誤支給事案は、見当たらなかった。全庁的な申請事務等の適正化の取組や各所属における確認体制の整備の努力が結実したものといえる。また、職員の休暇・旅行命令等の誤申請事案についても、確認された件数は減っており、全庁的な取組の成果が表れてきたものと思われる。これからも気を緩めることなく、努力を続けられることを望む。</p> <p>区長の強力なリーダーシップの下、全庁的に内部統制の運用に力を入れていることは承知しており、その取組が少しずつ効果を発揮しているところは評価するものである。しかし、今回の監査全体を通じて、依然として不適正な事案が散見される状</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>今回指摘を受けた、事案の決定手続きが確認できないものがあった件については、正しい手順に沿った事務手続きを怠ったことが原因として挙げられる。また、現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りについても、チェック体制の強化及び、日々の業務における職員一人ひとりの意識向上に努めているところではあるが、依然としてミスが散見されている。</p> <p>今回の結果等については、改めて教育委員会事務局の全職員に周知するとともに、内部統制による組織的なチェック体制の更なる向上についても、管理監督者による適切な指導を行っていく。</p>

況にあることから、全ての職員が十分な公務の意識を持って職務に精励しているとは言い難い側面もある。今後とも、職員一人一人への意識付けと組織的なチェック体制の向上を更に進められたい。

(2) 施設等の安全管理について

多くの事業所及び学校では、避難経路の確保や消火器等の設置場所の整理整頓が適正に行われており、昨年度の監査から一定の改善を見ることができた。また、学校における毒物及び劇物の管理についても、適正に行われていることが確認された。

しかしながら、一部の学校において、消火器の前に障害物が置かれていたため、万一の際に速やかに使用できない可能性のある状態にあったことは、安全意識が希薄であるといえる。学校は、子どもたちの教育の場であるとともに、災害発生時等において避難所として区民の安全・安心の礎となる施設である。そうした施設を管理することは、非常に重い責任を伴うものであることを再認識した上で、職員の慢心や不注意によりその安全が損なわれることがないように、日ごろから施設等の安全確保に十分な注意を払うよう申し添える。

(2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、消火器の前に障害物が置かれている学校が複数あった。学校は、災害時等に避難所となる施設でもあり、今回の結果を重く受け止めている。校長会・副校長会・事務職員会等において、その責任について再認識を促すとともに、職員の慢心や不注意によりその安全が損なわれることのないよう、施設等の安全確保には、最大限の注意を払うよう指導を徹底していく。

## 令和6年度区立幼稚園入園の申込結果について

令和5年11月2日現在

(単位:人)

幼稚園名	募集人数	申込人数	空き人数	備考
緑	35	14	21	
柳 島	35	5	30	
菊 川	35	6	29	
第三寺島	35	7	28	
八 広	35	3	32	
立 花	35	9	26	
合 計	210	44	166	

1学級:定員35人

## 令和6年度区立小学校希望選択の申込結果について


令和5年11月7日現在

(単位:人)

小学校名	学区域内 住基人数 1	受入可能 人数	他学区 域からの 申込人数 (増人数)	学区域内から 他学区への 申込人数 (減人数)	学区域内 人数 2	当選予定 人数	(補欠予定 人数)
緑	106			12	94	全員入学可	
外手	87	88	7	11	76	全員入学可	
二葉	125			11	114	全員入学可	
錦糸	92	94	3	35	57	全員入学可	
中和	35	50	13	3	32	全員入学可	
言問	26	30	9	10	16	全員入学可	
小梅	84	85	7	7	77	全員入学可	
柳島	84	85	21	16	68	12	( 9 )
業平	79	85	28	10	69	15	( 13 )
両国	85	86	16	3	82	4	( 12 )
横川	71	85	18	5	66	全員入学可	
菊川	79	85	9	9	70	全員入学可	
第三吾嬬	71	85	27	4	67	18	( 9 )
第四吾嬬	44	50	10	23	21	全員入学可	
第一寺島	61	61	10	13	48	全員入学可	
第二寺島	68	85	24	7	61	全員入学可	
第三寺島	63	62	10	11	52	全員入学可	
曳舟	66	85	18	7	59	全員入学可	
中川	70			13	57	全員入学可	
東吾嬬	37	50	17	4	33	全員入学可	
押上	90	91	22	11	79	12	( 10 )
八広	157			26	131	全員入学可	
隅田	53	59	9	3	50	全員入学可	
立花吾嬬の森	64	68	3	11	53	全員入学可	
梅若	87	88	7	23	64	全員入学可	
合 計	1,884	1,557	288	288	1,596		

1 学区域内住基人数...令和5年11月7日現在

2 学区域内人数...学区域内住基人数から他学区申込者を引いた人数


 の学校が抽選実施対象校(5校)

## 令和6年度区立中学校希望選択の申込結果について

令和5年11月7日現在（単位：人）

中学校名	学区域内 住基人数 1	受入可能 人数	他学区域から の申込人数 (増人数)	学区域内から 他学区への 申込人数 (減人数)	学区域内 人数 2	当選予定 人数	(補欠予定 人数)
墨田	148	145	48	27	121	32	( 16 )
本所	150	149	49	43	107	37	( 12 )
両国	228	228	168	24	204	67	( 101 )
豎川	148	147	43	42	106	33	( 10 )
錦糸	200	220	21	96	104	全員入学可	
吾嬬第二	129	140	16	52	77	全員入学可	
寺島	108	140	63	31	77	全員入学可	
文花	183	184	14	85	98	全員入学可	
桜堤	246	260	14	59	187	全員入学可	
吾嬬立花	188	220	47	24	164	全員入学可	
合計	1,728	1,833	483	483	1,245		

1 学区域内住基人数...令和5年11月7日現在

2 学区域内人数...学区域内住基人数から他学区申込者を引いた人数

 の学校が抽選実施対象校(4校)

## 令和5年度東京都青少年健全育成功労者表彰の受賞について

## 1 趣旨

令和5年11月21日に東京都庁にて、青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるものに対し、都知事から表彰状と記念品が贈られた。

## 2 表彰区分

東京都青少年健全育成功労者

## 3 受賞者

長谷川 豊（はせがわ ゆたか）

桜堤中地区青少年育成委員会委員長

## 4 略歴

(1) 青少年育成委員会委員として、計22年3か月（平成10年5月～平成13年5月、平成16年5月～継続中）

- 向中地区及び合併後の桜堤中地区青少年育成委員会委員を歴任
- 桜堤中地区青少年育成委員会委員長（平成30年5月～継続中）
- 墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長（令和5年7月～継続中）

(2) 墨田区青少年委員として、10年（平成16年4月～平成26年3月）

- 墨田区青少年委員（第二寺島小学校地区）
- 墨田区青少年委員協議会会長（平成20年4月～平成26年3月）

(3) 墨田区青少年問題協議会委員として、5年1か月（平成30年7月～継続中）

期間は推薦基準日（8月1日）に基づく。

## 5 推薦基準

次の活動に10年以上従事したもの

(1) 青少年をめぐる社会環境の浄化

(2) 青少年の育成指導

(3) 青少年団体（構成員の半数以上が青少年である団体をいう。以下同じ。）の指導育成

(4) その他青少年を健全に育成するための活動

「東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則」に基づく表彰事務取扱要綱による。



## 令和5年度東京都青少年育成協力者感謝状の受賞について

## 1 趣旨

令和5年11月21日に東京都庁にて、青少年問題に対する施策の推進に関し、特に功労のあった者で、その行動が他の模範になると認められるものに対し、都知事から感謝状と記念品が贈られた。

## 2 表彰区分

東京都青少年育成協力者

## 3 受賞者

小澤 裕二（おざわ ゆうじ）  
墨田区少年団体連合会会長

## 4 略歴

- (1) 墨田区少年団体連合会役員として、16年3か月（平成19年5月～継続中）
  - 墨田区少年団体連合会会長（平成30年5月～継続中）
- (2) 青少年育成委員会委員として、10年2か月（平成25年6月～継続中）
  - 文花中地区青少年育成委員会委員
  - 文花中地区青少年育成委員会役員（平成28年5月～継続中）
- (3) 墨田区青少年問題協議会委員として、5年1か月（平成30年7月～継続中）

期間は推薦基準日（8月1日）に基づく。

## 5 贈呈基準

- (1) 青少年問題協議会委員、補導連絡会委員又は青少年育成地区委員会委員で、東京都の青少年問題に対する施策の推進に協力し、青少年を健全に育成するため積極的に活動したもの
- (2) 青少年又は青少年の団体に対する指導、相談、支援等で、特に功績のあると認められる活動をしたもの
- (3) 特に青少年の模範となると認められる活動をしたもの  
東京都青少年育成協力者等感謝状贈呈要綱による。